

平成30年5月24日

平成30年度 「発信力を有する知日・知韓家育成事業」公募説明書

日韓両国は、1965年の国交正常化以来、政府、民間レベルにおいて様々な協力、交流関係を築いてきました。両国間の人的往来者数等を見ても交流は拡大したと言えるでしょう。

一方、現在、日本と韓国は様々な課題に直面しています。こうした課題に適切に対処し、両国が更に成熟した関係を構築していくためには、相手国に対する深い知識と理解に基づく未来志向の提言を、両国社会の幅広い世代へ伝えることが重要であると思われます。

このような視点から、日韓文化交流基金では、日韓両国の世論、相手国に対するイメージの形成等に影響力を持つ諸分野の有識者、オピニオンリーダーを対象とし、両国国民間の友好・協力関係促進に関する取組をテーマとした滞在研究を支援いたします。

本プログラムが、今後の日韓関係を一層発展させるため、一助となることを期待しています。関係者の皆様からの多くのご応募をお待ちしています。

◇支援対象期間

2018年8月20日～2019年3月16日

1. 対象分野

両国国民間の友好・協力関係を促進する取組をテーマとした研究活動に対する支援

2. 申請資格

本支援に応募可能な方は次のとおりとします。

(1) 【招聘】

- ① 韓国籍であり、日本の永住権を持たないこと。
- ② 4年制大学卒業以上で、日韓両国の世論、相手国に対するイメージの形成等に大きな影響を及ぼす諸分野で活躍する有識者、オピニオンリーダー。
- ③ 期間中は継続して日本に滞在できること。期間開始前から、又、期間終了後引き続き日本に滞在していないこと。
- ④ 滞在先で支障なく活動できる健康状態であること。
- ⑤ 活動を行うのに十分な日本語、または英語能力を有すること。
- ⑥ 期間終了後1～3カ月以内に報告書（日本語及び韓国語で1万字程度）の提出が可能なこと。報告書は当基金のウェブサイトで公開します。また関係者出席の報告会で報告をお願いすることがあります。
- ⑦ 期間中、日本において定期的な報酬のある職に就いていないこと。
- ⑧ 期間中は他機関の研究助成、奨学金等を重複して受給していないこと。
- ⑨ 当基金のフェローシップ受給経験がある場合は、フェローシップ終了後、3年以上経過していること。平成29年度「日韓新時代支援プログラム: Hand in hand to the future ～新たな50年に向けて日韓共通の課題に取り組む～」の受給経験がある場合は対象外とする。

(2) 【派遣】

- ① 日本国籍あるいは日本の永住権を持つこと。
- ② 4年制大学卒業以上で、日韓両国の世論、相手国に対するイメージの形成等に大きな影響を及ぼす諸分野で活躍する有識者、オピニオンリーダー。
- ③ 期間中は継続して韓国に滞在できること。期間開始前から、又、期間終了後引き続き韓国に滞在していないこと。
- ④ 滞在先で支障なく活動できる健康状態であること。
- ⑤ 活動を行うのに十分な韓国語、または英語能力を有すること。
- ⑥ 期間終了後1～3カ月以内に報告書（日本語及び韓国語で1万字程度）提出が可能なこと。報告書は当基金のウェブサイトで公開します。また関係者出席の報告会で報告をお願いすることがあります。
- ⑦ 期間中、韓国において定期的な報酬のある職に就いていないこと。
- ⑧ 期間中は他機関の研究助成、奨学金等を重複して受給していないこと。
- ⑨ 当基金のフェローシップ受給経験がある場合は、フェローシップ終了後、3年以上経

過していること。平成 29 年度「日韓新時代支援プログラム：Hand in hand to the future～新たな 50 年に向けて日韓共通の課題に取り組む～」の受給経験がある場合は対象外とする。

3. 支援期間及び支援額

(1) 支援期間

14 日以上 60 日以内で、開始日は 2018 年 8 月 20 日から 2019 年 1 月 16 日の間に設定すること。

(2) 支援額

支援額は基金の基準により研究歴、経歴等に応じて下記のいずれかに決定します。

A 日額 18,000 円

B 日額 17,000 円

C 日額 16,000 円

支援額は原則として月単位で支給します。また一時出国する場合は不在期間分を除き支給します。

(3) 渡航費

①【招聘】

- ・ 韓国内居住地の最寄空港と日本国内受入機関の最寄空港間の正規エコノミー往復運賃を上限とし、本人 1 名、1 往復分を実費にて支給します。ただし韓国以外の海外から来日する場合は、ソウル（金浦）-東京（羽田）間の正規エコノミークラス運賃を上限とします。
- ・ 同伴者・家族の渡航費、国内旅費、前泊等のための宿泊費、荷物別送料は支援の対象となりません。

②【派遣】

- ・ 日本国内居住地の最寄空港と韓国内受入機関の最寄空港間の正規エコノミー往復運賃を上限とし、本人 1 名、1 往復分を実費にて支給します。ただし日本以外の海外から渡韓する場合は、東京（羽田）-ソウル（金浦）間の正規エコノミークラス運賃を上限とします。
- ・ 同伴者・家族の渡航費、国内旅費、前泊等のための宿泊費、荷物別送料は支援の対象となりません。

4. 申請書類

申請にあたっては以下のものを提出してください。

- (1) 申請書 1 部（指定書式、別添 1）

- ① まず日韓文化交流基金ウェブサイト上申請フォーム（下記）から必要情報を入力・送信してください。入力して頂いたメールアドレス宛に受付番号が送信されます。受付番号が届かない場合は、メールや電話でご連絡ください。

【招聘】 <https://goo.gl/forms/NP8vnTC3yAiqIOF72>

【派遣】 <https://goo.gl/forms/zAgW00vZ2or6ahrf2>

- ② 届いた受付番号を「別添1」の書式右上の欄にご記入の上、申請書を完成させてください。
 - ③ 申請書は日本語で記入するものとします。
- (2) 受入協力者の承諾書1部（サンプル書式，別添2）
申請時には受入協力者の受入承諾書を提出して頂きます。なお受入機関は研究機関とします。
 - (3) 推薦書1部（指定書式無し）
申請テーマの該当領域を専門とする大学教員，または研究・報道機関等に所属する専門家（申請者よりもシニアの方）が作成したもの（推薦者は，受入協力者と同一の方でも構いません）。
 - (4) 最終学歴の修了（卒業）証明書1部
 - (5) 在籍または在職証明書（現在の所属がない場合は職歴証明書）のいずれか1部

5. 審査基準

審査は下記の審査基準に照らして行い，合計点が合格基準点（100点満点積算で60点）に達したもののうち，予算状況を勘案の上，採用案件を決定します。

- (1) 計画の妥当性
 - ① テーマの妥当性。本事業の目的に資する内容となっているか。
 - ② 計画の妥当性。
 - ③ 渡航の必要性。
- (2) 実績と期待される成果
 - ① 計画とこれまでの実績との整合性。
 - ② 協力者の妥当性。
 - ③ 申請テーマに沿った日韓相互理解の増進が期待できるか。
 - ④ 期待される成果の波及効果。

6. 採用者決定後の手順

- (1) 採用者決定
↓
- (2) 来日後オリエンテーション（派遣の場合は渡韓前）

- ↓
(3) 支援額の支給
↓
(4) 報告書の提出

7. 募集期間・申請書類の提出先

(1) 募集期間

2018年5月24日(木)～7月6日(金)(締切日午後5時必着)

(2) 申請書類の提出先

原本を下記住所宛に郵便等で送付してください。

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5F

公益財団法人日韓文化交流基金「発信力を有する知日・知韓家育成事業」担当者宛

8. 結果通知

- (1) 7月下旬までに当基金ウェブサイト上で受付番号を公表します。
- (2) 提出された書類は本件審査の目的にのみ利用し、結果に関わらず返却しません。
- (3) 審査の結果及び経緯・理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申請書類は未着等の事故を防ぐため、発送を記録できる方法(書留、宅配便等)での送付をおすすめします。
- (5) 採用された方には別途ご連絡を差し上げます。

《お問い合わせ》

公益財団法人日韓文化交流基金 担当：(個人) ^{あい}相, ^{おさ}長, 山中
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5F
電話：03-6261-6790 ファックス：03-6261-6780
URL：http://www.jkcf.or.jp メール：hih@jkcf.or.jp